

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日)
(當日起きは、翌日)

鳥取県告示第六百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による向原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（昭和五十六年五月一日現在の地番による。） |
|-----------------|---|
| 豊房字上ノ原 | 豊房字上ノ原のうち三七の二の一部、三七の三の一部、三九の一部、四〇の一、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに豊房字中上ノ原五〇の一の一部、五〇の二の一部、五四の二の一部、六六から六八までの一の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 豊房字中上ノ原 | 豊房字中上ノ原のうち五〇の一の一部、五〇の二の一部、五四の二の一部、六六から六八までの一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、豊房字上ノ原三 |

◆正 告 砂利採取業務主任者試験の実施
誤 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則中訂正

告 示

目 次

- ◆告示字の区域の変更
- 自衛官の募集
- 青少年に有害な図書類の指定
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良法による換地処分
- 入会林野整備計画の適否の決定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

土地収用法による事業の認定

建築基準法による道路の位置の指定

河川区域の変更

廃川敷地の生成

告 示

示

ウ 口腔試験
エ 適性検査

鳥取県知事第大西川十七印

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十号）
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有効な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定による知事令である。

昭和五十七年六月十九日

鳥取県史書 井林 雄一

| 指定番号 | 種別 | 図書 | 発行記号等 | 表示された発行所名 | 類 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
|------|----|---|--------|--|--------|-------|-----------|
| 584 | " | キャロルガール | | — | オレンジ出版 | | |
| 585 | " | 聖子 SEIKO 美少女クラブ | — | 角田イヤ出版 | | | |
| 586 | " | NIGHT LOVE VOL.8 挿入箇内精 第7巻第8号 | N L 8 | 株式会社 | | | |
| 587 | " | 淫夢 | 1m—7 | 海鳴書房 | | | |
| 588 | " | 読書企画参加マガジン 夢—美女 梦精遊戯増刊 第2巻9号通巻12号 | M Z 8 | 株式会社 | | | |
| 589 | " | ガールハントー №48 | G H—8 | 海鳴書房 | | | |
| 590 | " | 淫熟女魔隕エロスアップハ号 EROS UP VOL.8 第5巻第8号通巻57号 | E P—8 | アーツ・ブル社 | | | |
| 591 | " | 女情報 お茶ノ水一性のカルチュラタン | O J—8 | 土曜出版社 | | | |
| 592 | " | ガール＆ガール 局部寫真 Vol.62 | G—8 | 株式会社 | | | |
| 593 | " | 快楽春話告白人 Love & セックス | Z D—7 | 株式会社 | | | |
| 594 | " | NEAT な少女 | — | 櫻桃書房 | | | |
| 595 | " | 本番 | C F—29 | チャイナハウス | | | |
| 596 | " | フェラチオ療法 | C E—モ3 | Do企画 | | | |
| 597 | " | 挿入願望 | C E—モ0 | 編集発行人 ランダ S.S. CLIN TED BY ALICE CO.,LTD | | | |
| 598 | " | 性器いじり ザ・SEX | C F—モ4 | アリス出版 | | | |
| 581 | " | K 7—26 オリジナル企画 | | | | | |
| 582 | " | Electra エレクトラ | — | 角田トピア | | | |
| 583 | " | HOT ホット | — | オレンジ出版 | | | |

昭和57年6月29日 火曜日

鳥取県公報

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|-------------|-------------------------|-----|---|---------------|-------|-------|
| 599 | " | 少女 マン写 夢語り | C F— モ5 | チャイナハウス | 615 | " | 歌謡の舌技 快感接触 | G1—U1 | 角大東出版 |
| 600 | " | 下半身結合 少女裸体 | C F— モ7 | アリス出版 | | | | | |
| 601 | " | 目眩め | JNMA 011 | 樹樺樹書房 | | | | | |
| 602 | " | 暴露遊戯 肉体が染まるとき | B 1— U5 | ブランニンゲ アレス | | | | | |
| 603 | " | 閨絶性交 トルコ遊び | NN 7 | ネネ増刊 ネネ増刊 | | | | | |
| 604 | " | S C R E W 少女性愛吸淫 | SK—7 | 第六巻第七号 アップル社 | | | | | |
| 605 | " | 発情期 少女 | CE—8 | ザ・SEX スキンダル | | | | | |
| 606 | " | ギャルトピア 陰部の疼き | TP—8 | Vol. 8 樹土曜出版社 | | | | | |
| 607 | " | 女子高生 美寿々 指いれ | CE— メ5 | CE企画 | | | | | |
| 608 | " | ❸性医学解剖全集 コレクター 5 月刊コレクター 1982 | CO—7 | 海鳴書房 | | | | | |
| 609 | " | 女子便所 いじくり犯す フレンド AD NO 57 SCARS ももいろ | CE— メ3 | CE企画 | | | | | |
| 610 | " | ギャルズレポート セクシーギャルのあの一瞬 | GR—7 | BUNNY | | | | | |
| 611 | " | くい込む | 303535 | グリーン企画 | | | | | |
| 612 | " | 舐めごと G A L S 2 | 303614 | 樹マグリーン企画版 完 | | | | | |
| 613 | " | My heart EUROPA | — | — | | | | | |
| 614 | " | 舐写タブー 裸写タブー され心地・局部の唾れ 妹の性器 | HT—7 | HT—7 挿入指滑れ 第6巻第7号 | | | | | |

鳥取県知事 第六百三十九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われるといふがあるのや、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第一項の規定により告示す。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 権利者の氏名 | 建物の名称 | 建物の所在地 |
|--------|----------------------|----------------|
| 福井英紀 | ハウジングランプ いない倉吉中央店 | 倉吉市駄経寺町字松ヶ坪一六一 |

鳥取県知事 第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基いて、次のじおり北条土地改良区から役員が退任した上の雇用があつたのや、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

退任した役員の氏名及び住所

理事 井中 正男 東伯郡大栄町大字六尾三二四

昭和五十七年六月三日退任

鳥取県告示第六百四十号

昭和五十七年五月十四日付けで溝口町から申請のあつた間地地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大山町から同町が行う土地改良事業に係る向原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十二号

日野郡溝口町二部三九五番地二部入会林野整備組合組合長山下薰から申請のあつた二部入会林野整備計画については、昭和五十七年五月二十一日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 溝口町役場
- 五 異議の申出

一　縦覧に供する書類

二部入会林野整備計画書の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十七年六月三十日から三十日間

三　縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び溝口町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十四号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一　起業者の名称

米子市

二　事業の種類

米子市立加茂公民館建設事業

三　起業地

1 収用の部分 米子市両三柳字深池妻神西地内

2 使用の部分 なし

四　土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
米子市役所

鳥取県告示第六百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年六月二十九日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

泊加入区

加入区

いらつけ漁業

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 鳥取県知事 | 平 | 林 | 鴻 |
| 漁業の区分 | 三 | | |

昭和五十七年六月二十九日

7 昭和57年6月29日 火曜日

鳥取県公報

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長(メートル) |
|------------------------|------------------------|--|
| 岩美郡岩美町大字白地五二〇 岡本 尚知 | 岩美郡岩美町大字白地五〇六 橋本 重男 | 富士外池田一一一 一四、一一一 七、一一一 一一一 一一一一九及び 一一一二〇並び に一一一一及 び一一一一三の 各一部 |
| 岩美郡岩美町大字白地五三九 山本 恭治 | 岩美郡岩美町大字白地二九 田中 幸夫 | 幅員 六・〇八・二 延長 三四・七 |
| 鳥取市富安一丁目一四〇 山本 敏博 | | |

鳥取県告示第六百四十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年六月二十九日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町所子字押平道ノ下七七七地先から同字七九四地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九、九九八・六八平方メートル

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

報 公 告 鳥 取 火曜日 6月29日 昭和57年6月29日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和57年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和57年 6月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験の時間

| 試験科目 | 試験の時間 |
|--|-------------|
| ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な 土木及び河川工学に関する事項を含む。） | 午前10時から正午まで |

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和57年 7月30日（金）
(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県第二庁舎5階 第22会議室

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものと願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,900円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和57年 7月 1日（木）から同月14日（水）まで

6 受験願書を提出した者には受験票を交付する。

正 印

副

精耕衛出張所に署名の「精耕衛出張所」又は「精耕衛出張所」（昭和54年九月農林省規定第19号）由次の箇所に記入せねばならぬ。
精耕衛出張所

貢 改 行 謄 由

上 川 梶 111111 梶 111111

県に伝 鳥取県鳥取市東町1丁目 鳥 取 県

【付】録1録2録3録4録5録6録7録8録9録10録11録12録13録14録15録16録17録18録19録20録21録22録23録24録25録26録27録28録29録30録31録32録33録34録35録36録37録38録39録40録41録42録43録44録45録46録47録48録49録50録51録52録53録54録55録56録57録58録59録60録61録62録63録64録65録66録67録68録69録70録71録72録73録74録75録76録77録78録79録80録81録82録83録84録85録86録87録88録89録89録90録91録92録93録94録95録96録97録98録99録100録101録102録103録104録105録106録107録108録109録110録111録112録113録114録115録116録117録118録119録120録121録122録123録124録125録126録127録128録129録130録131録132録133録134録135録136録137録138録139録140録141録142録143録144録145録146録147録148録149録150録151録152録153録154録155録156録157録158録159録160録161録162録163録164録165録166録167録168録169録170録171録172録173録174録175録176録177録178録179録180録181録182録183録184録185録186録187録188録189録190録191録192録193録194録195録196録197録198録199録199録200録201録202録203録204録205録206録207録208録209録210録211録212録213録214録215録216録217録218録219録220録221録222録223録224録225録226録227録228録229録229録230録231録232録233録234録235録236録237録238録239録239録240録241録242録243録244録245録246録247録248録249録249録250録251録252録253録254録255録256録257録258録259録259録260録261録262録263録264録265録266録267録268録269録269録270録271録272録273録274録275録276録277録278録279録279録280録281録282録283録284録285録286録287録288録289録289録290録291録292録293録294録295録296録297録298録298録299録299録300録301録302録303録304録305録306録307録308録309録309録310録311録312録313録314録315録316録317録318録319録319録320録321録322録323録324録325録326録327録328録329録329録330録331録332録333録334録335録336録337録338録339録339録340録341録342録343録344録345録346録347録348録349録349録350録351録352録353録354録355録356録357録358録359録359録360録361録362録363録364録365録366録367録368録369録369録370録371録372録373録374録375録376録377録378録379録379録380録381録382録383録384録385録386録387録388録389録389録390録391録392録393録394録395録396録397録398録398録399録399録400録401録402録403録404録405録406録407録408録409録409録410録411録412録413録414録415録416録417録418録419録419録420録421録422録423録424録425録426録427録428録429録429録430録431録432録433録434録435録436録437録438録439録439録440録441録442録443録444録445録446録447録448録449録449録450録451録452録453録454録455録456録457録458録459録459録460録461録462録463録464録465録466録467録468録469録469録470録471録472録473録474録475録476録477録478録479録479録480録481録482録483録484録485録486録487録488録489録489録490録491録492録493録494録495録496録497録498録498録499録499録500録501録502録503録504録505録506録507録508録509録509録510録511録512録513録514録515録516録517録518録519録519録520録521録522録523録524録525録526録527録528録529録529録530録531録532録533録534録535録536録537録538録539録539録540録541録542録543録544録545録546録547録548録549録549録550録551録552録553録554録555録556録557録558録559録559録560録561録562録563録564録565録566録567録568録569録569録570録571録572録573録574録575録576録577録578録579録579録580録581録582録583録584録585録586録587録588録589録589録590録591録592録593録594録595録596録597録598録598録599録599録600録601録602録603録604録605録606録607録608録609録609録610録611録612録613録614録615録616録617録618録619録619録620録621録622録623録624録625録626録627録628録629録629録630録631録632録633録634録635録636録637録638録639録639録640録641録642録643録644録645録646録647録648録649録649録650録651録652録653録654録655録656録657録658録659録659録660録661録662録663録664録665録666録667録668録669録669録670録671録672録673録674録675録676録677録678録679録679録680録681録682録683録684録685録686録687録688録689録689録690録691録692録693録694録695録696録697録698録698録699録699録700録701録702録703録704録705録706録707録708録709録709録710録711録712録713録714録715録716録717録718録719録719録720録721録722録723録724録725録726録727録728録729録729録730録731録732録733録734録735録736録737録738録739録739録740録741録742録743録744録745録746録747録748録749録749録750録751録752録753録754録755録756録757録758録759録759録760録761録762録763録764録765録766録767録768録769録769録770録771録772録773録774録775録776録777録778録779録779録780録781録782録783録784録785録786録787録788録789録789録790録791録792録793録794録795録796録797録798録798録799録799録800録801録802録803録804録805録806録807録808録809録809録810録811録812録813録814録815録816録817録818録819録819録820録821録822録823録824録825録826録827録828録829録829録830録831録832録833録834録835録836録837録838録839録839録840録841録842録843録844録845録846録847録848録849録849録850録851録852録853録854録855録856録857録858録859録859録860録861録862録863録864録865録866録867録868録869録869録870録871録872録873録874録875録876録877録878録879録879録880録881録882録883録884録885録886録887録888録889録889録890録891録892録893録894録895録896録897録898録898録899録899録900録901録902録903録904録905録906録907録908録909録909録910録911録912録913録914録915録916録917録918録919録919録920録921録922録923録924録925録926録927録928録929録929録930録931録932録933録934録935録936録937録938録939録939録940録941録942録943録944録945録946録947録948録949録949録950録951録952録953録954録955録956録957録958録959録959録960録961録962録963録964録965録966録967録968録969録969録970録971録972録973録974録975録976録977録978録979録979録980録981録982録983録984録985録986録987録988録989録989録990録991録992録993録994録995録996録997録998録998録999録999録1000録